

## 金融庁、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表



金融庁は2019年3月19日、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告における提言を踏まえ、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図ることを目的として「記述情報の開示に関する原則（以下「開示原則」という）を策定するとともに、「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」という）をとりまとめ公表した。

### ポイント

- 開示原則は、いわゆる「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたものであり、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することを目的としている。
- 記述情報の開示に共通する、求められる事項及び期待されている事項として、①経営目線の議論（資本コスト等に関する議論を含む）の適切な反映、②重要性（マテリアリティ）、③セグメント情報及び④分かりやすさを掲げている。
- 有価証券報告書における「経営方針・経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の開示について、それぞれ考え方と望ましい開示に向けた取組みについて整理している。
- 好事例集では、開示原則に対応して、好事例として着目したポイントをコメントしている。

## 開示原則の位置付け

開示原則は、いわゆる「記述情報」について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方をまとめたものとされている。ここで、「記述情報」とは、一般に、法定開示書類において提供される情報のうち、金融商品取引法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指すとされている。

また、この開示原則の目的は、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することである。これら中心とされる項目は、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業との深度ある建設的な対話につながる項目である。

この原則により、新たな開示事項を加えるものではないが、開示書類の作成・公表に関与する者には、この原則に沿った開示が実現しているか、自主的な点検を継続することが期待されるとしている。

## 総論

### 記述情報の役割

企業の情報開示における記述情報の役割は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とすることとされている。また、記述情報の開示により、投資家と企業との建設的な対話が促進され、企業の経営の質を高めることができるとされている。このため、記述情報の開示が、企業価値向上という観点からも重要であるとして、企業に充実した開示を期待するものとされている（1-1）。

記述情報の開示に共通する事項

次に、記述情報の開示に共通する事項として、以下の4つの事項を挙げ、その考え方及び望ましい開示に向けた取組みを示している。

記述情報の開示に共通する、 求められる事項及び 期待されている事項	考え方	望ましい開示に向けた取組み
<b>取締役会や経営会議の議論の適切な反映 (2-1)</b>		
記述情報は、投資家が経営の目線で企業を理解することが可能となるよう、取締役会や経営会議における議論を反映すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営判断と密接に関係する経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報、ガバナンス情報について、取締役等における議論（成長投資、手許資金・株主還元、資本コスト等の議論とこれを踏まえた経営の方向性）を反映することが重要</li> <li>■ 目指すべき財務内容の方向性や姿を開示し、その達成状況や乖離の要因等についての経営者と投資家との議論を踏まえ、必要がある場合には、経営者は、経営方針・経営戦略等を適時適切に見直し、その背景も含めて開示すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営者は、開示書類作成の早期から、開示内容の検討に積極的に関与し、開示についての基本方針を示すこと</li> <li>■ 一貫した開示資料の作成を可能とするため、関係部署が適切に連携し得る体制を構築すること</li> </ul>
<b>重要な情報の開示 (2-2)</b>		
記述情報の開示について、各企業は重要性（マテリアリティ）という評価軸を持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきであり、経営者の視点も考慮した多角的な検討を行うことが重要</li> <li>■ 投資家の投資判断における重要性は、企業の業態や企業が置かれた時々の経営環境等によって様々</li> <li>■ このため、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記述情報の重要性について、その事柄が企業価値や業績に与える影響度を考慮して判断し、将来に関する情報の重要性は、発生の蓋然性も考慮すること</li> <li>■ 記述情報の記載にあたっては、読み手が当該情報の重要性を理解できるような工夫をすること（例 重要性の高いものから順に記載する）</li> <li>■ 有価証券報告書には、提出日時点における記述情報の重要性の評価を反映すること</li> </ul>
<b>セグメントごとの情報の開示 (2-3)</b>		
記述情報は、経営の目線で理解ができる情報を提供するため、適切な区分で開示すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業の状況、シナジー効果、資源配分など、投資判断の基礎を与える開示になるよう、経営管理の実態などに応じ、事業セグメントを適切に区分して、それぞれの区分ごとに深度ある情報を記載すること</li> <li>■ 投資家が企業の事業選択の適切性を把握できるよう、事業選択の考え方、経営方針・経営戦略等における位置付け、不採算事業への対応等について説明すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 財務情報におけるセグメント区分（報告セグメント）ごとの開示を行うほか、必要に応じて、経営方針・経営戦略等の説明に適した区分（例 事業セグメントや地域セグメント）ごとの情報を開示する等、充実した開示をすること</li> </ul>

### 分かりやすい開示 (2-4)

記述情報の開示にあたっては、その意味内容を容易に、より深く理解することができるよう、分かりやすく記載すること

- 図表、グラフ、写真等の補足的なツールの利用、前年からの変化の明確な表示など、投資家の分かりやすさを意識した記載をすること
- 適切な見出しや表題を付すことや関連する情報を整理して記載すること
- 過去の開示内容と比較する上で、重要な事項について変更が生じた場合、変更内容及び変更の影響についての説明を記載すること
- 関連性のある記述情報について、記載を相互に関連付けること
- 記載内容が同様である又は重複する項目について、他の箇所を参照する旨の記載を行うこと

## 各論

### 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

#### ①経営方針・経営戦略等

#### 法令上記載が求められている事項

経営方針・経営戦略等の記載においては、経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、企業の事業の内容と関連付けて記載すること。

開示原則では、経営方針・経営戦略等は、企業がその事業目的をどのように実現していくか、どのように中長期的に企業価値を向上するかを説明するものであるとしている。

また、投資家が、経営方針・経営戦略等の妥当性や実現可能性を判断できるようにするため、企業活動の中長期的な方向性のほか、その遂行のために行う具体的な方策についても説明し、背景となる経営環境についての経営者の認識が併せて説明される必要があるとしている。

#### 望ましい開示に向けた取組み

- 開示にあたっては、経営者が作成の早期の段階から適切に関与すること及び取締役会や経営会議における議論を適切に反映すること
- 事業全体の経営方針・経営戦略等と併せ、それらを踏まえた各セグメントの経営方針・経営戦略等を開示すること
- 経営環境についての経営者の認識の説明においては、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識（自社の弱みや課題等）も併せて説明すること

## ②優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

## 法令上記載が求められている事項

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題の開示においては、その内容・対処方針等を経営戦略・経営方針等と関連付けて記載すること。

開示原則では、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している事柄を説明するものとしている。

また、これを開示することにより、投資家は、経営者による課題認識の適切性や十分性、経営方針・経営戦略等の実現可能性を評価することが可能となるとしている。

## 望ましい開示に向けた取組み

- 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題の重要性を明らかにするため、経営方針・経営戦略等との関連性の程度や、重要性の判断等を踏まえて記載すること
- 課題決定の背景となる経営環境についての経営者の認識を説明すること

## ③経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

## 法令上記載が求められている事項

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（いわゆるKPI）がある場合には、その内容を開示すること。

開示原則では、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（KPI）には、財務KPI（ROE、ROICなど）のほか、非財務KPI（契約率など）も含まれるとしている。企業は経営方針・経営戦略等に応じて設定しているKPIを開示に適切に反映することが求められるとしている。

また、KPIが開示されることにより、経営方針・経営戦略等の進捗状況や、実現可能性の評価等を行うことが可能となるとしている。

## 望ましい開示に向けた取組み

- KPIを設定している場合には、その内容として、目標の達成度合いを測定する指標、算出方法、なぜその指標を利用するのかについて説明すること。また、有価証券報告書提出日現在において予測できる事情等を基礎として、合理的な検討を踏まえて設定された経営計画等の具体的な目標数値を記載すること
- セグメント別のKPIがある場合には、その内容も開示すること

## 事業等のリスク

## 法令上記載が求められている事項

事業等のリスクの開示においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している主要なリスクについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載すること。

また、開示に当たっては、リスクの重要度や、経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮し、分かりやすく記載すること。

開示原則では、事業等のリスクは、翌期以降の事業運営に影響を及ぼし得るリスクのうち、経営者の視点から重要と考えるものをその重要度に応じて説明するものとしている。

#### 望ましい開示に向けた取組み

- 一般的なリスクの羅列ではなく、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載すること
- 取締役会や経営会議において、それぞれのリスクの重要性（マテリアリティ）をどのように判断しているかについて、投資家が理解できるような説明をすること
- リスクの記載の順序については、取締役会や経営会議における重要度の判断を反映し、リスク管理の過程において、リスクの重要度が議論されている場合には、リスクを把握し、管理する体制・枠組みについても記載すること
- リスクの区分については、リスク管理部門が管理上用いている区分（例 市場リスク、品質リスク、コンプライアンスリスク）に応じた記載をすること

### 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### ①MD&Aに共通する事項

##### 法令上記載が求められている事項

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（経営成績等）の状況の分析の開示においては、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

その際、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を、経営方針・経営戦略等の内容のほか、有価証券報告書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載すること。

開示原則では、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（Management Discussion and Analysis、いわゆるMD&A）は、経営方針・経営戦略等に従って事業を営んだ結果である当期の経営成績等の状況について、経営者の視点による振り返りを行い、経営成績等の増減要因等についての分析・検討内容を説明するものとしている。

また、MD&Aの開示により、投資家は、企業が策定した経営方針・経営戦略等の適切性を確認することや、経営者が認識している足許の傾向を踏まえ、将来の経営成績の予想の確度をより高めることが可能となるとしている。

#### 望ましい開示に向けた取組み

- 単に財務情報の数値の増減を説明するにとどまらず、事業全体とセグメント情報のそれぞれについての経営者の評価を提供すること
- 当期における主な取組みやそれを踏まえた実績の評価を開示するにあたっては、KPIと関連付けた開示を行うこと。KPIに関連して目標数値が設定されている場合には、その達成状況を記載すること

## ②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

### 法令上記載が求められている事項

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報の開示においては、資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な用途を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

開示原則では、企業経営においては、経営方針・経営戦略等を遂行するため、その資産の最大限の活用が期待されており、キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報については、経営方針・経営戦略等を遂行するにあたって必要な資金需要や、それを賄う資金調達方法、さらには株主還元を含め、経営者としての認識を適切に説明することが重要であるとしている。

また、このような説明により、投資家は、以下を理解することが可能となるとしている。

- 企業が経営方針・経営戦略等を遂行するにあたっての財源の十分性
- 企業の経営方針・経営戦略等の実現可能性
- 成長投資、手許資金、株主還元のバランスに関する経営者の考え方
- 企業の資本コストに関する経営者の考え方

### 望ましい開示に向けた取組み

- 資金需要の動向に関する経営者の認識の説明にあたっては、企業が得た資金をどのように成長投資、手許資金、株主還元に分けるかについて、経営者の考え方を記載すること
- 成長投資への支出については、経営方針・経営戦略等と関連付けて設備投資や研究開発費を含めて説明すること
- 株主還元への支出については、目標とする水準が設定されている場合にはそれも含め、考え方を説明すること。その際、配当政策など、他の関連する開示項目と関連付けて説明すること
- 緊急の資金需要のために保有する金額の水準とその考え方を明示するなど、現金及び現金同等物の保有の必要性について投資家が理解できる適切な説明をすること
- 資金調達の方法については、具体的に記載すること。また、資金調達についての方針（例 DEレシオ）を定めている場合には、併せて記載すること
- 資本コストに関する企業の定義や考え方について、上記の内容とともに説明すること

## ③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

### 法令上記載が求められている事項

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、会計方針を補足する情報を記載すること。

開示原則では、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、企業の業績に予期せぬ影響を与えるリスクがあり、企業の業績に予期せぬ影響が発生することを減らすため、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、充実した開示が行われることが求められるとしている。

また、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、経営者が関与して開示することが重要であるとしている。

## 好事例集

金融庁では、投資家・アナリスト及び企業と開示の好事例（ベストプラクティス）収集のための勉強会を実施し、この勉強会で提示された開示例を好事例集として取りまとめている。

それぞれの開示例では、開示原則に対応して、好事例として着目したポイントをコメントしている。したがって、好事例集は、当該コメントとして記載された開示例の要素を取り込んで利用されることが想定されている。

また、好事例集には、有価証券報告書における開示例だけでなく、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも含めている。ただし、任意の開示書類における開示例の全てをそのまま有価証券報告書における開示に取り込むことを意図しているのではないとされている。

好事例集と開示原則とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まるとされている。

項目	好事例として着目したポイントの例
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市場の状況等の経営環境に関連付けて対処すべき課題を記載</li> <li>■ 経営計画に対するこれまでの成果に関する経営者の認識と今後の方向性について記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業等のリスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市況変動に関するリスクにおいて、その性質ごとに分類し分かりやすく具体的に記載</li> <li>■ 重要な海外投資案件に係る潜在的なリスクを具体的に分かりやすく記載し、当該リスクへの対応策についても分かりやすく記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MD&amp;Aに共通する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 脅威となる経営環境の変化に対する経営方針・経営戦略等をセグメント単位で記載</li> <li>■ 研究開発費や設備投資額、受注高等、売上高及び営業利益等の項目に関する各セグメントの割合を、各項目をまとめて図示することによって、各セグメントにおける投資に対する成果を分かりやすく記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 成長投資、手許資金、株主還元の方針と資金需要に対する資金調達の方法について、経営者の考え方を記載</li> <li>■ キャッシュ・フローの状況について、経営戦略等と関連付けて記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重要な会計上の見積り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 見積り方法について、見積りに用いた仮定を含め、経営戦略に関連付けて、具体的に記載</li> </ul>

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.